

合併処理浄化槽

設置費や維持管理費に
補助金を交付します

設置費補助金

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を補助しています(下表)。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換するときは、18万円を上乗せする補助金(新築・建て替えは除く)を、くみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換するときは10万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えは除く)を交付します。

また、印旛沼流域に限り、窒素またはリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助しています。

維持管理費補助金

浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。

市では、この維持管理費についても補助制度を設けています。補

合併処理浄化槽の補助金

①設置費補助金			②維持管理費補助金		
人槽区分	通常型	高度処理型 (窒素除去型)	高度処理型 (窒素・リン除去型)	人槽区分	限度額
5人槽	332,000円	444,000円	528,000円	5人槽	18,000円
6・7人槽	414,000円	486,000円	693,000円	6人槽	21,000円
8~10人槽	548,000円	576,000円	963,000円	7人槽	24,000円
11~20人槽	939,000円	1,092,000円	—	8人槽	27,000円
21~30人槽	1,472,000円	1,860,000円	—	10人槽	33,000円
31~50人槽	2,037,000円	2,496,000円	—	11~50人槽	33,000円

助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)に掛かった額の2分の1相当額(限度額あり)です。

補助金を受けようとする人は、申請書に保守点検および清掃の契約書の写し・保守点検および清掃の領収書の写し・法定検査を受けたことを証明する書類の写しを添えて、環境衛生課または下総・大栄支所農産土木課に提出してください。

※騒音地域は維持管理費および設置補助金とも特例により限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20-15331)へ。

共同墓地

整備工事に
補助金が

市では、既存の共同墓地の整備工事に要する費用に対して補助をしています。

対象墓地Ⅱ区・自治会・管理組合、または5世帯以上で管理する墓地

対象工事Ⅱ墓地内通路、排水設備、塀、擁壁など(ただし、20万円未満の工事は対象外)

補助額Ⅱ150万円を限度に、工事費の半額(騒音地域は特例に

より限度額が異なります)

※補助を受けるには手続きが必要ですが、着工する前に環境衛生課へ相談してください。くわしくは同課(☎20-15331)へ。

成田市まちづくり茶論

会議録を
公開しています

2月21日に開催した「平成19年度第6回成田市まちづくり茶論」の会議録を、市民支援課ホームページ(<http://www.city.naria.chiba.jp/sosiki/shien/shien/index.html>)と行政資料室で公開しています。

今回は「独り暮らし高齢者の見守りネットワークと介護予防事業について」です。

大栄地区に住んでいる人を中心に、健康維持のため、ヨガ教室などを開催している「サークルコスモス」の皆さんが参加し、日ごろから健康のために取り組んでいることや、ご近所同士のつながりなど、意見交換を行いました。ぜひ、ご覧ください。

水道料金の納付

支払いは
期限内に

水道事業は皆さんの水道料金で運営されています。

水道料金を納期内に納められなかった場合、督促状や給水停止予告書を送付しています。それでも納入されない場合は、給水を停止する場合がありますのでご注意ください。

水道料金の支払いは、金融機関などの窓口でもできますが、便利で確実な口座振替をお勧めします。手続きは、金融機関などの窓口へ領収書または水道使用量のお知らせと口座届出印を持参してください。

※くわしくは市水道部業務課(☎22-0269)へ。

飛散による被害の発生を防ぐために

学校・保育園・病院・公園などの施設内の樹木や、住宅地に近接した家庭菜園・市民農園を含む農地および垣根などの管理に当たっては、農薬の飛散を原因とする健康被害を生じさせないよう、できるだけ農薬を使用しないよう心掛きましょう。

農薬を散布せざるを得ない場合でも、次のことに留意して農薬の飛散防止に努めましょう。

- 農薬使用回数と量を減らす
- ・ 病害虫や雑草を早期に見つける
- ・ 毎年同じ時期に散布しているからといった定期的散布はやめる

- ・ 栽培前に病害虫に強い作物や樹木・品種について検討する
- ・ 連作を避け、適切な土作りや施肥を実施する
- ・ 農薬以外の物理的防除を優先する
- 飛散しない農薬を選ぶ
- 農薬の飛散防止に最大限配慮する
- ・ 農薬の散布は、無風か風が弱いときなど、天候や時間帯を選んで行う。特に、近くに学校・通学路がある場合は子どもに影響が出ないように注意する
- 農薬はラベルに記載された内容

- ・ 農薬取締法に基づいて登録された対象の植物に適用のある農薬を、ラベルに記載された使用方法・使用上の注意事項を守って使用する
- 事前に十分な周知を行う
- ・ 農薬を散布する場合は、事前に周囲に住んでいる人などへ連絡し看板による告知をするなど十分周知させる
- ・ 近隣に学校・通学路がある場合は、学校や保護者にも連絡する
- 散布区域に入らないようにする
- 農薬の使用履歴を記録し、保管する
- むやみな農薬の現地混用は行わない
- ・ 情報がない組み合わせでの現地混用や、特に有機リン系農薬

市長日誌

(3月16日～31日)

- 16日 「成田さくらの里」植樹祭&観桜会
- 17日 青年海外協力隊表敬訪問
成田市青少年問題協議会会議
- 18日 成田小学校卒業式
市議会教育民生常任委員会
成田新高速鉄道連絡協議会
- 19日 議会運営委員会
成田市生涯大学院卒業式
3月定例会市議会閉会
- 21日 成田POPラン大会実行委員会
- 22日 成田山開基1070年祭記念奉祝歌発表会
- 24日 成田国際空港騒音対策委員会
- 25日 成田空港周辺地域共生財団理事会
成田国際空港都市づくり推進会議
- 26日 成田市コミュニティバス北須賀ルート運行セレモニー
成田空港通り活性化協議会設立総会
- 27日 千葉県東部都市体育研究協議会理事会
成田市農業センター理事会
成田市農業青年会議所総会
- 28日 成田山総門寺標建立法要
- 29日 成田市農業協同組合総代会
ふれあいお花見会
- 31日 成田市職員退任式



コミュニティバス運行セレモニーであいさつする小泉市長



同士の混用はやめる

農薬に関する情報は、農林水産省ホームページ「農薬コーナー」(<http://www.maff.go.jp/nouya>)をご覧ください。

※農薬と健康についてくわしくは農政課(☎20-1541)または健康増進課(☎27-1111)へ。

住民票・戸籍謄本など申請に本人確認を

「住民基本台帳の一部を改正する法律」および「戸籍法の一部を改正する法律」の施行により、5月1日から住民票・戸籍謄本などの申請に来た人の本人確認をさせていただきますことになりました。

住民基本台帳カード・運転免許証・パスポートなどの、官公署が発行した証明書(写真付き)を提示

してください。身分証明書を持っていない人は、保険証・社員証など、複数の提示をお願いします。委任状で各証明の申請をする場合は、代理人の本人確認をさせていただきます。

住民票の写しなどの交付を請求できる人は

本人または本人と同一世帯に属する人のみ請求することができます。それ以外の人は、住民票の記載事項を確認することに対して、正当な理由がある場合(権利行使や義務履行に必要な場合など)に限ります。

戸籍の証明書などの交付を請求できる人は

戸籍に記載されている人またはその配偶者・直系の親族は、戸籍の証明書を利用する理由を書くことなく請求することができます。それ以外の人には、市民課の窓口で戸籍を利用することに對する「正当な理由」を、請求書に詳しく書いていただきます。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは市民課(☎20-1525)、下総支所市民福祉課(☎96-1113)、大栄支所市民福祉課(☎73-8006)へ。

余熱利用施設の基本設計(案)

パブリックコメントを 実施します

市では、現在のいずみ清掃工場の老朽化などが著しいことから、平成22年度内の完成を目指して、新たな一般廃棄物焼却施設(新清掃工場)の整備を富里市との共同

事業として進めています。新清掃工場で発生する熱エネルギーの利用方策として、高効率発電とともに温水または蒸気を活用した温浴施設の建設を計画してい

固定資産税・都市計画税

納期内の納付にご協力を

本年度の固定資産税・都市計画税の納期は次の通りです。

第1期	=	4月16日(水)～	30日(水)
第2期	=	7月16日(水)～	31日(木)
第3期	=	12月16日(火)～1月	5日(月)
第4期	=	2月16日(月)～3月	2日(月)

固定資産税は、毎年1月1日現在における土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は、市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。家屋の新築・増築・建て替え・取り壊し、名義の変更などがあつた場合は、資産税課へご連絡ください。
※くわしくは同課(☎20-1514)へ。

ますが、このたび温水プールや風呂を中心とした基本設計(案)がまとまりましたので、市民の皆さんに公表し、ご意見を募集します(パブリックコメント)。

パブリックコメントとは

市が政策などの案を公表し、広く市民からの意見を求め、提出された意見に応じて案の調整を行ったり、意見に対する市の考えを公表したりする、市民参加の手法です

基本設計(案)の閲覧場所

環境計画課ホームページ
(<http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/kankei/index.html>)、環境計画課(市役所2階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所農産土木課、各公民館、市立図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター

意見を募集する事項
余熱利用施設の基本設計(案)への意見

意見募集の期間
4月15日(火)～5月16日(金)

意見提出の方法
Eメール(kankei@city.narita.chiba.jp)

環境計画課ホームページ内の応募フォーム
FAX(22-4436)

○郵送(〒286-8585 花崎町760 成田市役所環境計画課)

○窓口持参(環境計画課、下総・大栄支所農産土木課)

意見提出用紙の配布
意見提出の用紙は、環境計画課ホームページや基本設計(案)の閲覧場所に用意してあります。郵送を希望する場合は、環境計画課へ請求してください

意見募集結果の公表
提出いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類した上で、市の考えとともに環境計画課ホームページや「広報なりた」に掲載する予定です

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

下総支所

事務所が 仮移転します

下総支所の事務所が、アスベスト含有材の除去改修工事のため、5月7日(水)から保健福祉館下総分館(旧保健センター)に仮移転します。

※くわしくは下総支所総務課(☎96-1111)へ。

民生委員・児童委員

5地区で 委嘱されました

平成19年12月1日の改選時に欠員となっていた6地区のうち、5地区の民生委員・児童委員が4月1日付けで委嘱されました(左表・敬称略)。これに伴い加良部5-1(第3県営地区)は、新任の藤江委員と兼任の藤崎委員が担当します。

現在欠員となっている大栄地区の「水の上、新田・につぼり団地」は、多良貝地区担当の野平委員が兼任します。

※くわしくは社会福祉課(☎20-1536)へ。

4月1日付けで選任された民生委員・児童委員

担当地区	氏名	電話番号
大室	木内 毅	36-0766
吉倉・久米野	鈴木 浩一郎	35-0761
加良部2-2	羽生田 清子	28-2583
加良部5-1	藤江 浩	28-0351
稲荷山、中野、津富浦	佐藤 勲	73-2533
加良部3、4丁目(新山・第2県営)、5-1	藤崎 貞夫	28-2222
水の上、新田・につぼり団地	野平 孝道	73-4225